



大津市公報

令和7年12月1日
号外(第62号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○規則

- | | | |
|----|-----------------------------------|---|
| 88 | 大津市個人情報保護法等施行細則の一部を改正する規則 | 1 |
| 89 | 大津市職員倫理条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 90 | 大津市契約規則の一部を改正する規則 | 2 |
| 91 | 大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則 | 3 |
| 92 | 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 3 |
| 93 | 大津市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則 | 4 |

○訓令

- | | | |
|----|-----------------------|---|
| 9 | 大津市文書取扱規程の一部改正 | 4 |
| 10 | 大津市職員の時差勤務に関する規程の一部改正 | 4 |

○企業局管理条例

- | | | |
|----|------------------------|---|
| 20 | 大津市下水道排水設備指定工事店規程の一部改正 | 5 |
|----|------------------------|---|

規則

大津市個人情報保護法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月1日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第88号

大津市個人情報保護法等施行細則の一部を改正する規則

大津市個人情報保護法等施行細則(令和5年規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「□ 健康保険被保険者証」を削る。

様式第12号中「を開示決定しました」を「の開示決定(以下「開示決定処分」という。)を行いました」に、「この処分」を「開示決定処分」に、「、処分」を「、開示決定処分」に、「と処分」を「と開示決定処分」に改める。

様式第13号及び様式第20号中「□ 健康保険被保険者証」を削る。

附則

- この規則は、令和7年12月2日から施行する。
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の大津市個人情報保護法等施行細則様式第2号、様式第13号及び様式第20号により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市職員倫理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月1日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第89号

大津市職員倫理条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員倫理条例施行規則(平成27年規則第63号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 前項の届出は、同項の届出書に記載すべき事項について電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成し、当該電磁的記録について電子情報処理組織(任命権者の使用に係る電子計算機と届出をする職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用することにより、行うことができる。
- 前項の規定により行われた届出は、同項の任命権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該任命権者に到達したものとみなす。

第4条に次の1項を加える。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の贈与等報告書の提出について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第90号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第22条の2の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の作成による契約の締結）

第22条の3 前2条の規定により作成をすることとされている契約書（工事の施行に伴う測量、設計等の業務の委託契約及び工事の請負契約に係るものに限る。）及びその変更契約書については、市長が別に定めるところにより、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成をすることをもつて、これらの書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、これらの書類とみなす。

第43条中「および」を「及び」に改め、「文書」の次に「（電磁的記録の作成をもつて契約書の作成に代えている場合において、当該契約内容を変更するときは、文書又は電磁的記録）」を加える。

様式第5号工事請負契約書の別記様式に備考として次のように加える。

備考 電磁的記録の作成をもつて仲裁合意書の作成に代える場合にあっては、

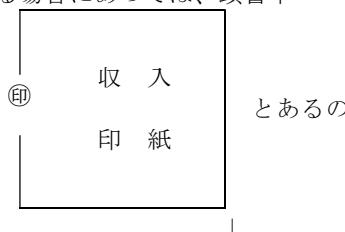
「住 所	「住 所
氏 名	㊞ とあるのは、 氏 名
住 所	住 所
氏 名	㊞ 氏 名

とする。

様式第5号備考第4項第1号中「別紙」を「別添」に改め、同項第2号中「による別紙」の次に「（電磁的記録の作成をもつて契約書の作成に代える場合にあっては、別紙に記載すべき事項を記録した電磁的記録）」を、「契約書」の次に「（電磁的記録の作成をもつて契約書の作成に代える場合にあっては、契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録）」を加え、同項を同備考第5項とし、同備考第3項中「別紙」を「別添」に改め、同項を同備考第4項とし、同備考中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同備考に第1項として次の1項を加える。

1 電磁的記録の作成をもつて契約書の作成に代える場合にあっては、頭書中

「工 事 請 負 契 約 書



「工 事 請 負 契 約 書

と、「本書2通を作成し、発注者及び

」

受注者が記名押印のうえ各自1通」とあるのは「契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ電子署名を行つたうえ各自その電磁的記録」と、

「発注者 大津市御陵町3番1号
大津市

大津市長 ㊞ とあるのは

受注者

印

「発注者 大津市御陵町3番1号
大津市

大津市長

とする。

受注者

」

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月5日から施行する。
- 2 改正後の大津市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用する。

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月1日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第91号

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大津市印鑑条例施行規則（昭和45年規則第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「健康保険被保険者証」を「健康保険の資格確認書」に改める。

第7条第1項中「印鑑登録票（様式第3号）を」を「印影等を登録した印鑑登録票を磁気ディスクをもって調製する方法により」に改める。

様式第1号（裏）中「健康保険証」を「健康保険の資格確認書」に、

- 「1. 自動車運転免許証 「1. 個人番号カード
 2. パスポート を 2. 自動車運転免許証 に改める。
 3. 個人番号カード 」 3. パスポート 」

様式第2号中「健康保険証」を「健康保険の資格確認書」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

様式第5号中「運転免許証・個人番号カード 「個人番号カード・運転免許証
 健康保険証・年金手帳 」 健康保険の資格確認書・年金手帳」に改める。

- 「1. 使用廃止
 2. 印鑑紛失
 3. 印鑑登録証紛失 を
 4. 改印
 5. 盗難
 6. その他（ ）」

「1. 使用廃止

2. 印鑑・印鑑登録証紛失 に改める。
 3. 改印
 4. その他（ ） 」

附 則

- 1 この規則は、令和7年12月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月1日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第92号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和63年規則第43号)の一部を次のように改正する。
別表第1 昭和第三団地の項中

昭和52年度	2	簡易耐火2階建	68.54	18,330円
昭和53年度	5	簡易耐火平屋建	30.80	13,260円

を

」

昭和52年度	2	簡易耐火2階建	68.54	18,330円
--------	---	---------	-------	---------

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月1日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第93号

大津市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

大津市消防局消防職員委員会に関する規則(平成8年規則第60号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、」を「1回以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令**大津市訓令第9号**

大津市文書取扱規程(昭和32年訓令第15号)の一部を次のように改正する。

令和7年12月1日

大津市長 佐藤健司

第27条の見出しを「(押印等)」に改め、同条第1項中「発信する文書」の次に「(電磁的記録により作成されるものを除く。)」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、公印を押す必要がないと市長が認める事由があるときは、この限りでない。

第27条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 発信する文書(電磁的記録により作成されるものに限る。)が前項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するときは、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)を付するものとする。ただし、当該文書の真正性を確認するための措置として市長が適当と認める措置を講ずるときは、この限りでない。

附 則

この訓令は、令和8年1月5日から施行する。

大津市訓令第10号

大津市職員の時差勤務に関する規程(平成30年訓令第5号)の一部を次のように改正する。

令和7年12月1日

大津市長 佐藤健司

第2条中「より割り振られた勤務時間に」を「基づき、職員がこの訓令に定めるところにより割り振られた勤務時間において」に改める。

第3条の見出しを「(時差勤務の類型等)」に改め、同条第1項中「対象となる職員は、次に掲げる職員」を「類型は、次に掲げるとおり」に改め、同項第1号中「時差勤務を行う必要がある職員」を「行う必要がある時差勤務」に改め、同項第2号中「認められる職員」の次に「が行う時差勤務」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 職業生活と家庭生活とを両立しつつ公務能率の向上を図るために次に掲げる職員が行う時差勤務
 ア 中学校就学の始期に達するまでの子（条例第8条の3第1項に規定する子をいう。以下同じ。）を養育する職員

イ 条例第14条第1項に規定する要介護者を介護する職員

第3条第2項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「職員は、」の次に「前項第1号に掲げる」を加える。

第4条の見出し中「勤務時間及び休憩時間」を「勤務時間帯及び休憩時間帯」に改め、同条第1項中「勤務時間及び休憩時間」を「勤務時間帯及び休憩時間帯」に改め、「別表」の次に「（育児等時差勤務（前条第1項第3号に掲げる時差勤務をいう。以下同じ。）による勤務区分、勤務時間帯及び休憩時間帯にあっては、同表F勤務の項からJ勤務の項までに限る。）」を加え、同条第2項中「休憩時間」を「休憩時間帯」に改める。

第5条の見出しを「（時差勤務の決定）」に改め、同条第1項本文を次のように改める。

所属長は、時差勤務の決定（時差勤務を行わせるため勤務時間の割振りを定めることをいう。以下同じ。）を行うときは、当該時差勤務の日（以下「時差勤務日」という。）の1週間前の日までに、これを行うとともに、対象となる職員に対しその旨を通知しなければならない。

第5条第1項ただし書中「命令」を「時差勤務の決定を」に改め、同条第2項中「割り振ろう」を「行わせよう」に改め、同条第3項中「命ずる」を「行わせる」に改め、「通常の勤務時間において」を削り、同条第4項中「対して」を削り、「を命ずる」を「（育児等時差勤務を除く。）を行わせる」に改め、同条に次の1項を加える。

5 所属長は、第3条第1項第3号ア及びイに掲げる職員に育児等時差勤務を行わせるに当たっては、当該職員の育児又は介護の状況を確認するものとする。

第6条中「を職員に命じた」を「の決定をした」に、「命令」を「決定」に改める。

別表の表中「勤務時間」を「勤務時間帯」に、「休憩時間」を「休憩時間帯」に改め、同表備考中「定める勤務時間」を「定める勤務時間帯」に、「休憩時間」を「休憩時間帯」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和8年1月5日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定による時差勤務の決定（改正後の第4条第1項に規定する育児等時差勤務に係るものに限る。）は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第20号

大津市下水道排水設備指定工事店規程（平成22年企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第3条第1号中「単に」を削る。

第4条に次の1号を加える。

(8) その他公営企業管理者が必要と認める書類

様式第1号中「(7) 市町村税の納税証明書」を 「(7) 市町村税の納税証明書
 (8) その他公営企業管理者が必要と認める書類」に改める。

様式第2号中

「ア 健康保険組合被保険者証、政府管掌健康保険被保険者証等の写し（国民健康保険証は、

雇用関係がわからないので不可）

を

イ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し

ウ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

」

「ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

イ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

ウ 給与所得等に係る市区町村民税・道府県民税・森林環境税・特別徴収税額の決定・変

に改める。

更通知書（特別徴収義務者用）の写し

エ 直近3か月の出勤簿及び賃金台帳の写し（75歳以上の後期高齢者医療の被保険者で

あって、ウにより専属の確認ができないものに限る。）

」

様式第6号中「原本及び」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にある改正前の大津市下水道排水設備指定工事店規程の様式により調製した書類は、この規程の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。